

(不誠実対応-41)

アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、身体拘束に関する同意書(令和4年10月25日)において、一切の説明を悠生君の保護者に行わず、悠生君の母親(清水亜佳里)に成りすまし、署名・捺印をした書類を作成しており、その捏造した書類を吹田市に提出している。

過去(2020年4月28日)にアルプスの森(施設長:宇津慎史)は、悠生君の父親(清水悠路)に成りすまし、署名・捺印をした個別支援計画書を作成していることも判明しているが、その時に用いられた印鑑と同様の印鑑を用いたと想定される(同じ印鑑ではないが、文字の形が似通った印鑑)。明らかに印鑑の字体は悠生君の母親が捺印したものとは異なっている

このような状況から勘案し、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、常日頃から保護者に成りすまして署名・捺印していた事案が他にも存在するのではないかと、遺族側は考えている。

(詳細説明)

悠生君は送迎時に衝動的に飛び出してしまう可能性があったことや、中学生にもなり体が大きくなってきたので、危険行為が発生した場合において命を守るための処置として一時的な身体拘束が必要になることが想定された。

そのため、以下①～③の条件を満たす場合、緊急時やむを得ず最小限度の身体拘束を行う必要があることとしていた。

- ① 入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

この身体拘束を実施するにあたりアルプスの森(施設長:宇津慎史)は、同意書を作成しており、悠生君の母親(清水亜佳里)は令和4年4月2日の時点において同意書に関し署名・捺印を行っていた。しかしながら、この同意内容の継続のためにアルプスの森(施設長:宇津慎史)が令和4年10月25日に作成した同意書に関し、悠生君の保護者側に同意書継続の説明はなかった。すなわち、この継続のための同意書において、一切の説明を悠生君の保護者に行わず、悠生君の母親(清水亜佳里)に成りすまし、署名・捺印をした書類を作成しており、その捏造した書類を吹田市に提出していたことが事故後に判明した。

■令和4年10月26日
捏造身体拘束同意書で用いた印鑑



■令和2年4月28日
捏造個別支援計画書で使われた印鑑



■悠生君の母親が使っていた印鑑

